

こころをケアする
相続相談所

相続手続（相続後）
相続の対策（相続前）
グリーンケア

アミアカルヴァ行政書士法人

こころケア相続®



相続のお手続・遺産整理
遺言・生前の対策・家族信託

料金表

こころケア相続®

2025年10月改訂版
個人のお客様向け



相続後 遺産整理手続きサポート

相続財産額とは
プラス財産額+マイナス財産額
(差し引いた額ではありません)

基本報酬 (税込)

A トータルサポートプラン

サポート内容

- 相続人調査
- 法定相続情報一覧図申出

※可能な場合のみ

- 財産目録作成
- 遺産分割協議書の作成

※押印手配は別途

- 遺産整理
(金融機関等の解約・名義変更)

※証券会社、保険は別途

- 相続登記 (司法書士による)

相続財産額※1

～500万円以下	¥297,000
～3,000万円以下	¥462,000
～5,000万円以下	¥594,000
～7,000万円以下	¥715,000
～1億円以下	¥880,000
～1.2億円以下	¥990,000

※1.2億円超

¥990,000+相続財産額の0.77%

司法書士登記費用別途見積

(1申請85,800円～) ※抵当権抹消などは別途

※3,000万円超の場合は+22%加算

報酬 (消費税込)

B 不動産サポートプラン

サポート内容

- 相続人調査
- 法定相続情報一覧図申出

※可能な場合のみ

報酬 遺産分割協議書の作成

※押印手配は別途

不動産評価額

3,000万円以下	¥79,800
-----------	---------

※3,000万円超の場合は+22%加算

司法書士登記費用別途見積

(1申請85,800円～) ※抵当権抹消などは別途

※3,000万円超の場合は+22%加算

財産調査費用※2

- 金融機関への残高証明書の請求
- 自治体への名寄帳、評価証明書の請求

※金融機関支店数3カ所まで

¥110,000

1自治体あたり¥5,500

- ※証券会社がある場合 ¥165,000～

相続税がかかる場合

基本報酬

+

基本報酬の27.5%

相続財産額が相続税基礎控除額を上回る場合に相続税申告が必要です。

特急プラン

相続税がかかる場合で

かつ、申告期限まで3か月以内

左記の「 相続税がかかる場合」

で算出した報酬全体

+

上記報酬の55%

相続税申告の期限は被相続人の死亡を知った日から10か月以内です。

なお、協力先司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁護士等の費用は別途 各専門家と直接ご契約ください



かんたん
見積り

おおよその相続財産額

¥

プラン
選択

- A トータルサポートプラン
- B 不動産サポートプラン

基本報酬

おおよその相続財産額 によりP1※1参照

① ¥

加算報酬及びオプション

財産調査費用 P1※2参照

金融機関への残高証明書の請求

証券会社
 あり なし

② ¥

自治体への名寄帳、評価証明書の請求

不動産あり 不動産なし
 自治体数 箇所

③ ¥

その他加算報酬 P3※3参照

④ ¥

オプション P4※4参照

⑤ ¥

相続税基礎控除額の算出

3,000万円 + 相続人の人数 人
×
600万円

相続税基礎控除額 = ¥

相続税申告

あり なし

ありの場合 基本報酬の27.5%加算

⑥ ¥

被相続人の死亡日

年 月 日

特急プラン

あり なし

被相続人の死亡を知った日

年 月 日

ありの場合 報酬全体の55%加算

相続税申告期限

年 月 日

⑦ ¥

⑧ ¥加算報酬の合計

②+③+④+⑤+⑥+⑦ ¥

①+⑧

合計報酬金額 ¥

オプション・実費・報酬は
最終精算で算出いたします。

A・Bにおける その他の加算報酬※3（消費税込）

- 相続人の人数による加算報酬
 - ・ 相続人4名まで加算報酬なし
 - ・ 25名以上の場合
 - ・ 1名につき¥5,500加算
- 金融機関支店数・保険等
その他お手続きにおける
手続き先数による加算報酬
 - ・ 支店2店舗まで加算報酬なし
 - ・ 3支店以上の場合
 - ・ 1店舗につき¥55,000加算
- 名寄帳、評価証明請求による
加算報酬
 - ・ 1自治体まで加算報酬なし
 - ・ 2自治体以上の場合
 - ・ 1自治体につき¥5,500加算

行政書士の日当
1日 ¥55,000 半日 ¥27,500

行政書士補助者の日当
1日 ¥33,000 半日 ¥16,500

受任時・納品時以外のご面談、お打ち合わせ
1時間あたり¥22,000

納品代

A トータルサポートプラン	¥5,500
<small>（金融機関が3支店以上の場合は¥3,300追加）</small>	
B 不動産サポートプラン	¥3,300

※出張面談の場合は出張旅費等ご請求します

A・Bにおける立替金（実費）（消費税込）

役所や法務局の手数料

金融機関の手数料

通信費や交通費

公証役場や裁判所の費用 内容により異なる

A・Bに追加できるオプション報酬 ※4 消費税込

<input type="checkbox"/> 取引履歴の請求	1支店あたり	¥33,000
<input type="checkbox"/> 個人信用情報調査による債務調査	3機関まで	¥220,000
<input type="checkbox"/> 有価証券調査	1支店あたり	¥33,000
<input type="checkbox"/> 遺言検索（被相続人）	被相続人1名あたり	¥22,000
<input type="checkbox"/> 海外に資産がある場合	1金融機関支店	¥330,000
<input type="checkbox"/> 相続人に外国人がいる場合		別途見積
<input type="checkbox"/> 相続人への遺産分割協議書押印収集		別途見積
<input type="checkbox"/> 墓地移転手続き		別途見積
<input type="checkbox"/> 自動車名義変更		別途見積
<input type="checkbox"/> 許認可の相続手続き		別途見積
<input type="checkbox"/> 協力先への依頼		
遺族年金の手続き（社会保険労務士）		
相続放棄の申述（司法書士）		
自筆証書遺言書検認申立（司法書士）		
相続税申告、準確定申告（税理士）		
など他士業業務		

協力先への依頼については
すべて別途見積となります。

相続前 エンディングサポート

C 遺言書作成サポート報酬（消費税込）

遺言時にかかる報酬

遺言者の保有ご財産額		～2,000万円以下	～6,000万円以下	～1.2億円以下
<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	¥85,800		¥129,800	¥173,800
<input type="checkbox"/> 公正証書遺言 別途 証人立会費用 11,000円/人	¥140,800		¥151,800	¥195,800
<input type="checkbox"/> 遺言執行者 指定報酬	¥55,000		¥110,000	¥165,000
<input type="checkbox"/> 証明書類 代理請求	¥44,000		¥44,000	¥44,000
<input type="checkbox"/> 財産目録作成	¥44,000		¥110,000	¥165,000

1.2億超は別途見積り
報酬はすべて税込

D 遺言執行者報酬（消費税込）

遺言者がご逝去された後
遺産整理手続きにかかる報酬

基本報酬 + 相続財産額による加算報酬

基本報酬 ¥605,000円（消費税込）

相続財産額による加算報酬（消費税込）

5,000万円以下の部分	相続財産額の1.21%
5,000万円超～1億円以下の部分	相続財産額の0.99%
1億円超～3億円以下の部分	相続財産額の0.77%
3億超の部分	相続財産額の0.55%

※相続財産額とはプラス財産額+マイナス財産額（差し引いた額ではありません）

お見積計算メモ

円

なお、協力先司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁護士等の費用は別途 各専門家と直接ご契約ください

E その他のサポート報酬（消費税込）

委任者の保有ご財産額			
	～2,000万円以下	～6,000万円以下	～1.2億円以下
<input type="checkbox"/> 任意後見契約 公正証書	¥165,000	¥187,000	¥217,800
<input type="checkbox"/> 死後事務委任契約 公正証書	¥107,800	¥129,800	¥151,800
<input type="checkbox"/> 財産管理契約書 見守り契約書	¥107,800	¥129,800	¥151,800
<input type="checkbox"/> 証明書類代理請求	¥11,000	¥11,000	¥11,000
<input type="checkbox"/> 財産目録作成	¥44,000	¥110,000	¥165,000

こころケア相続

C～Eについては
1.2億円超は高額財産料金表が
別途ございます。

こころをケアする
相続相談所



アミアカルヴァ行政書士法人

〒570-0028

大阪府守口市本町1-6-13 守口駅前ビル701

TEL 06-6991-8869

MAIL info@amiacalva.co.jp

営業時間 平日10:00～17:00（土日祝は事前予約制）

相続前 エンディングサポート

F 死後事務 財産管理（消費税込）

遺言者をご逝去された後
遺産整理手続きにかかる報酬

役所への提出（戸籍関係）	¥55,000～	住居を相続人へ 引き渡すまでの管理	¥88,000～ ¥220,000
健康保険公的年金等の資格抹消	¥55,000～	住居内の遺品整理業者へ の依頼	¥33,000
病院・医療施設の退院退所	¥88,000～	公共サービス解約	1契約あたり ¥11,000
葬儀火葬の法務手続き (法要の執り行いは含まない)	¥110,000～ 1,100,000	税金支払い手続き	1件あたり ¥27,500
埋葬に関する手続き	¥88,000～ ¥220,000	不動産売却	¥220,000～

1.2億円超は別途見積り
報酬はすべて税込

G 家族信託コンサルティング報酬（消費税込）

遺言者をご逝去された後
遺産整理手続きにかかる報酬

基本報酬+委託相続財産額による加算報酬

基本報酬¥330,000円（消費税込）

委託財産金額による加算部分（消費税込）

5,000万円以下の部分

相続財産額の1.21%

5,000万円超～1億円以下の部分

相続財産額の0.99%

1億円超～3億円以下の部分

相続財産額の0.77%

3億超の部分

相続財産額の0.55%

相続財産額とは
プラス財産額+マイナス財産額
(差し引いた額ではありません)

C～Fについては

1.2億円超は高額財産料金が適用されますため、別途見積りとなります。

なお、協力先司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁護士等の費用は別途 各専門家と直接ご契約ください

メモ

お見積計算

メモ

円

※お見積りは見積日時点での聞き取り内容によります。

状況が変わった場合、別のお手続きが必要であることがわかった場合は
変動いたしますことご了承ください

C・D・E・F・Gにおける その他の加算報酬※3（消費税込）

- 相続人の人数による加算報酬
 - ・ 相続人4名まで加算報酬なし
 - ・ 5名以上の場合
1名につき¥5,500加算
- 金融機関支店数・保険等
その他お手続きにおける
手続き先数による加算料金
 - ・ 支店2店舗まで加算報酬なし
 - ・ 3支店以上の場合
1店舗につき¥55,000加算
- 名寄帳、評価証明請求による
加算報酬
 - ・ 1自治体まで加算報酬なし
 - ・ 2自治体以上の場合
1自治体につき¥5,500加算
- 行政書士の日当
1日 ¥55,000 半日 ¥27,500
- 行政書士補助者の日当
1日 ¥33,000 半日 ¥16,500
- 受任時・納品時以外のご面談、お打ち合わせ
1時間あたり¥22,000
- 納品代 ¥5,500

C・D・E・F・Gにおける 立替金（実費）

- 役所や法務局の手数料
 - 金融機関の手数料 ※出張面談の場合は出張旅費等ご請求します
 - 通信費や交通費
 - 公証役場や裁判所の費用 内容により異なる
 - ・ 戸籍、住民票、各種証明書などの法定費用
 - ・ 名寄帳、評価証明書などの不動産資料
 - ・ 残高証明書、取引履歴などの手数料
 - ・ 普通郵便、宅急便など
 - ・ 電車、タクシー、駐車場などの交通費
 - ・ 宿泊費
 - 協力先への依頼
遺族年金の手続き（社会保険労務士）
相続放棄の申述（司法書士）
自筆証書遺言書検認申立（司法書士）
相続税、準確定申告（税理士）など
- 協力先への依頼については
すべて別途見積となります。

代表行政書士 竹原 庸起子



大阪府行政書士会
第004811号
日本行政書士連合会
第04260629号
特定行政書士
申請取次行政書士

事業内容

アミアカルヴァ行政書士法人

行政書士業務

相続手続（遺言）

相続対策

家族信託

各種許認可申請

（建設業・宅建業・産廃）

外国人ビザ（在留資格）

医療機関関連

法人設立

法務全般（登記申請は除く）

マンション管理士業務

アミアカルヴァ株式会社

ファイナンシャルプランニング業務

セミナー講師・講演業務

不動産業務



[メールにて面談予約受付]

info@amiacalva.co.jp

お返事には2～3日お時間いただきます

[QRコードにて面談予約受付]



所在地

〒570-0028

大阪府守口市本町

1丁目6番13号

守口駅前ビル701

連絡先

[TEL]

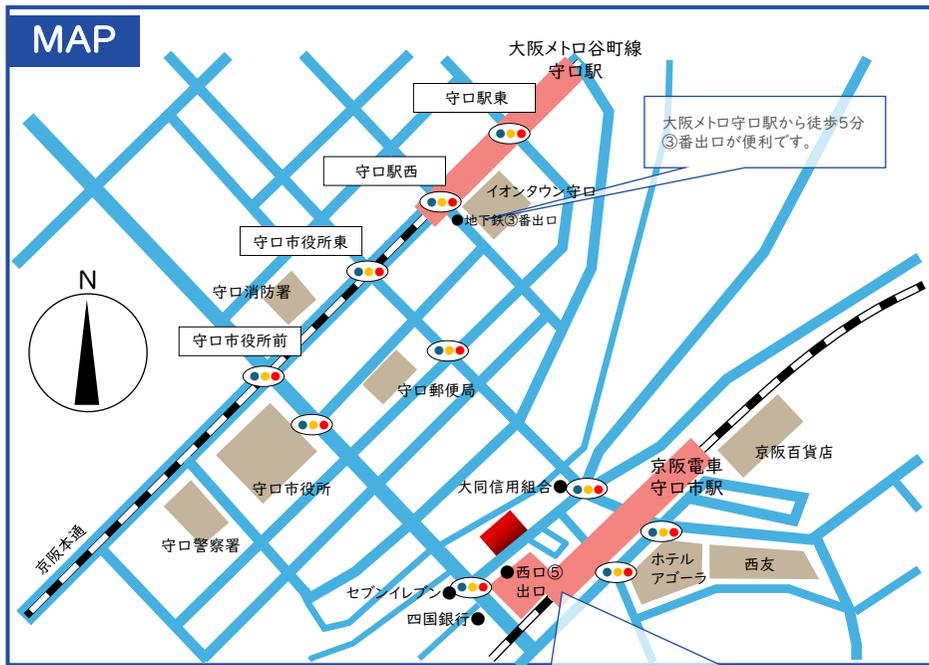
06-6991-8869

[FAX]

06-6991-8879

創業

2004年4月



京阪電車でお越しの場合



京阪電車守口市駅
西口を出て階段を
下り、⑤番出口から
出てください。
西口⑤番出口
目の前のビル7階
に当社があります。



エレベーターで7階へお上がりください。
エレベーターを降りて目の前が当社です。
玄関前のインターホンを鳴らしてください。
スタッフが応対いたします。
玄関の照明が消えている場合は、スタッフ
不在です。
当社は完全予約制となっておりますので
お電話又はQRコードよりご予約の上、
ご来社ください。

こころをケアする 相続相談所



アミアカルヴァ行政書士法人
〒570-0028
大阪府守口市本町1丁目6-13
守口駅前ビル701

電話 06-6991-8869
メール info@amiacalva.co.jp



ご来所予約専用
QRコード

弊社では、QRコードでの
面談予約を優先しております。
読み取っていただき、
ご希望の枠をお選びください。